

## 大阪市と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会との連携による 空家等対策の推進にかかる協定書

大阪市(以下「甲」という。)と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会(以下「乙」という。)は、大阪市域における空家等対策の推進を図るため、大阪市内の空家等の情報提供及び有効活用等に関する相談について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、甲と乙が連携し、空家等の適正管理、有効活用及び解消を図ることにより、地域住民の生活環境の保全、地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等とは、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項に定義される「空家等」をいう。
- (2) 所在地情報とは、空家等の所在地及び建物概要をいう。
- (3) 所有者情報とは、空家等の所有者の氏名、住所、連絡先等をいう。

### (甲の役割)

第3条 甲は、甲の調査、又は市民等からの通報等により把握した空家等(一部住戸に居住世帯のある長屋の空家を除く。)のうち、所有者を把握している(予定を含む。)所在地情報について、乙に提供する。

2 甲は、乙から第4条第2項第1号に基づき所有者情報の提供を求められた場合は、所有者の同意を得た上で乙に提供する。

3 甲は、前項に規定する所有者の同意につき、当該所有者からその旨記載された書面を受理することによって確認する。

### (乙の役割)

第4条 乙は、甲から提供された所在地情報について、その会員である不動産事業者(以下「所属会員」という。)の中から適切な者を選定し、提供する。ただし、所有者が特定の所属会員を希望する場合は、この限りではない。

2 乙は、選定した所属会員に対し、以下の各号に定める役割を担わせる。

- (1) 当該空家等の活用方策等を検討した上で、乙を通じて甲に対し所有者情報の提供を求める。
- (2) 甲から乙を通じて当該空家等の所有者情報が提供された場合は、当該所有者

に対し、当該空家等に関する適正管理、有効活用等に関する情報の提供及び相談（以下「相談等」という。）を行う。

(3) 前号の相談等を通じて当該空家等の適正管理、有効活用及び解消が図られるよう努める。

3 乙は、甲から所在地情報の提供を受けてから所有者情報の提供を受けるまでの間、所属会員に対し、当該空家等の所有者への本協定に関わる一切の連絡をさせてはならない。

4 乙は、当該所有者から相談等について拒否の意思表示があった場合は、当該所属会員に対し、直ちに相談等の一切の業務を中止させなければならない。

#### （権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、所属会員以外の第三者に対し、協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

#### （守秘義務・個人情報保護義務）

第6条 乙は、本協定にかかる業務（以下「本業務」という。）に関わって知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

2 乙は、本業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### （誓約書の提出）

第7条 乙は、本業務を開始するにあたり、甲に対し「個人情報保護等に関する誓約書」を提出しなければならない。

2 乙は、所属会員が本業務を開始するにあたり、選定した所属会員に前項に定める誓約書を提出させ、これを速やかに甲に提出しなければならない。

#### （協定の遵守及び協定違反への措置）

第8条 乙は、本協定に定める乙の義務及び禁止事項について、乙の所属会員にも遵守させなければならない。

2 乙は、所属会員が本協定の定めにした場合は、当該所属会員に本業務の遂行を直ちに中止させるとともに、以後、第4条第1項に定める者として選定してはならない。

3 前項に規定する場合において、甲が必要と認める場合は、甲は、当該所属会員に対し、業務の中止等必要な指示をすることができる。このとき、乙は、所属会員が甲の指示に従うように措置すべき義務を負う。

#### （苦情又は紛争の処理）

第9条 本業務に関し、所有者からの苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上これを処理するものとする。ただし一方の当事者が本協定の定めに反し、苦情又は紛争が発生した場合は、当該当事者の責任において処理するものとし、他方の当事者は一切の責任を負わない。

2 本業務に関し、乙と所属会員又は所属会員間で発生した苦情又は紛争については、乙の責任において処理するものとし、甲は一切の責任を負わない。

3 甲は、本協定に定める相談等の域を超えて行われる所属会員と所有者との間における取引及び契約には一切関与しない。

(本業務の実施方法等)

第10条 本協定に定めのない事項で、本業務の実施に必要な具体的な事務については、甲の各区役所及び乙の各支部にて協議し、決定するものとする。

(損害賠償等)

第11条 乙は、乙又は所属会員が故意又は過失により本協定の定めに反し、甲に損害を生じさせた場合は、甲に対しその損害を賠償する義務を負う。

2 所属会員が所有者又は第三者に生じさせた損害について、甲がその賠償義務を負担し、支払いを行った場合には、甲は乙に対し、その損害相当額について求償することができる。

(報告等)

第12条 乙は、甲から所有者情報が提供された空家等について、少なくとも年度に1回、適正管理、有効活用及び解消等の状況を取りまとめ、甲に報告するものとする。また、甲から個別に報告を求められた場合は、その状況の報告に協力するものとする。

(協定内容の変更)

第13条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙は、相手方が本協定の定めに反したときは、催告しないで協定を解除することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定により本協定を解除したことにより相手方に生じた損害につき、賠償の責を負わない。

3 第1項の規定により本協定が解除された場合、乙は所属会員に本業務を直ちに中止させなければならない。

4 前項の場合、甲も所属会員に対して、本業務の中止を求めることができる。こ

のとき、乙は、所属会員が甲の求めに従うように措置すべき義務を負う。

(協定の期間)

第 15 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

ただし、本協定の有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から 1 年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 3 月 4 日

甲 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市長 (自 署)

乙 大阪市中央区船越町 2 丁目 2 番 1 号

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

会長 (自 署)

## 個人情報取扱特記事項

「大阪市と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会との連携による空家等対策の推進にかかる協定書」（以下「協定書」という。）第6条第2項に規定する「個人情報取扱特記事項」について次のように定める。

### （条例の遵守）

第1条 大阪市（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、本協定に定める業務の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例11号）（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、条例各条項の規定を遵守し、条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 乙は、その会員である不動産事業者（以下「所属会員」という。）に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じるとともに、本特記事項に定める各条項の規定を遵守させなければならない。

### （個人情報の漏えい等の防止）

第2条 乙は、甲から提供された個人情報及び相談等により収集した個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失、き損及び改ざん等をしてはならない。

### （目的外使用の禁止）

第3条 乙は、保有個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

### （第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、保有個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

### （個人情報の適正な保管）

第5条 乙は、保有個人情報については、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に保管しなければならない。

### （複写及び複製の禁止）

第6条 乙は、当該業務を履行するため乙が選定した所属会員に対し当該物件の所有者の保有個人情報を提供する場合を除き、保有個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

### （報告義務）

第7条 乙は、保有個人情報（所属会員に提供したものも含む。）の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が発生したとき又は発生する恐れのあるときは、その事故の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙の保有個人情報の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 乙は、甲の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、乙の保有個人情報の保護状況が適切でないと認められる場合、甲は乙に対し、その改善を求めるとともに、乙が保有個人情報を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(個人情報の消去又は廃棄)

第9条 乙は、甲から保有個人情報の消去又は廃棄を求められたとき、協定書第14条第1項に規定する解除がなされたとき、協定が終了したときその他保有個人情報を保持し続ける正当な事由が消滅したときは、当該保有個人情報を直ちに消去及び廃棄しなければならない。

2 乙は、前項に規定する場合、所属会員に対して保有している個人情報を消去及び廃棄させなければならない。

(勧告及び公表)

第10条 甲は、乙が条例第15条の規定に違反していると認めるときは、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 甲は、乙が前項に規定する勧告に従わないときは、条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

3 甲は、前2項に定めるもののほか、業務に関し保有個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。